

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和8年9月29日
大崎上島町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
大人気「がんす」入り！大崎上島老舗蒲鉾店の 魚肉製品7種詰合せ	74.1%	○				広島県豊田郡大崎上島町	3,420	3,320
熟成醤油が旨い！天然醸造の醤油 二年/三年熟成+ポン酢+だし醤油 のセット	72.6%	○				広島県豊田郡大崎上島町	3,348	3,348
濃口醤油2年 1L×2本	73.5%	○				広島県豊田郡大崎上島町	1,900	2,160
だし醤油 1L×3本	74.6%	○				広島県豊田郡大崎上島町	3,564	3,888
弥作の麦味噌 800g×2袋	73.4%	○				広島県豊田郡大崎上島町	1,512	1,620
星と陽のひとしほ 3点セット	85.3%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,700	2,700
星と陽のひとしほ 4点セット	78.5%	○				広島県豊田郡大崎上島町	3,600	3,600
星と陽のひとしほ 6点セット	85.3%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,400	5,400
IPA Lemon 3本セット	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,550	2,310
IPA Lemon 6本セット	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,100	4,620
IPA Lemon 12本セット	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	10,200	9,240
Saison Tomatoi 3本セット	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,550	2,310
Saison Tomatoi 6本セット	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,100	4,620
Saison Tomatoi 12本セット	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	10,200	9,240
大崎上島のクラフトビール2種 IPALemon2本&SaisonTomato1本 〔計3本セット〕	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,550	2,310
大崎上島のクラフトビール2種 IPALemon3本&SaisonTomato3本 〔計6本セット〕	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,100	4,620
大崎上島のクラフトビール2種 IPALemon4本&SaisonTomato2本 〔計6本セット〕	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,100	4,620
大崎上島のクラフトビール2種 IPALemon6本&SaisonTomato6本 〔計12本セット〕	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	10,200	9,240
大崎上島のクラフトビール2種 IPALemon8本&SaisonTomato4本 〔計12本セット〕	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	10,200	9,240
大崎上島のクラフトビール2種 IPALemon10本&SaisonTomato2本 〔計12本セット〕	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	10,200	9,240
菌の黒汁 500mL	95.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,390	2,390
菌の黒汁 1000mL	96.7%	○				広島県豊田郡大崎上島町	4,430	4,430
菌の黒汁 5L	96.7%	○				広島県豊田郡大崎上島町	16,500	16,500

菌の黒汁 10L	97.7%	○				広島県豊田郡大崎上島町	25,900	25,900
菌の黒汁 20L	98.4%	○				広島県豊田郡大崎上島町	41,600	41,600
菌の黒汁 2L(ふるさと応援特別企画品)	91.0%	○				広島県豊田郡大崎上島町	3,300	3,300
菌の黒汁連作障害ブロックW400g×3袋セット	90.7%	○				広島県豊田郡大崎上島町	3,300	3,300
菌の黒汁連作障害ブロックW10kg×2袋セット	84.6%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,500	5,500
菌の黒汁連作障害ブロックWGT18kg	85.7%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,940	5,940
Pale Ale Mikan 3本	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,550	2,310
Pale Ale Mikan 6本	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,100	4,620
Pale Ale Mikan 12本	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	10,200	9,240
Session IPA Lemon 1本、Saison Tomato 1本、Pale Ale Mikan 1本	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,550	2,310
Session IPA Lemon 2本、Saison Tomato 2本、Pale Ale Mikan 2本	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,100	4,620
Session IPA Lemon 4本、Saison Tomato 4本、Pale Ale Mikan 4本	65.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	10,200	9,240
島のおつまみシリーズ島の鯛味噌2本セット	71.2%	○				広島県豊田郡大崎上島町	1,560	1,560
島のおつまみ2本セット[鯛味噌1本/ちりめんレモン1本]	72.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	1,660	1,660
島のおつまみシリーズ島のちりめんレモン2本セット	74.5%	○				広島県豊田郡大崎上島町	1,760	1,760
島のおつまみシリーズ島のあかもく椎茸2本セット	74.5%	○				広島県豊田郡大崎上島町	1,760	1,760
島のおつまみ2本セット[ちりめんレモン1本/あかもく椎茸1本]	74.5%	○				広島県豊田郡大崎上島町	1,760	1,760
島のおつまみ2本セット[鯛味噌1本/あかもく椎茸1本]	72.9%	○				広島県豊田郡大崎上島町	1,660	1,660
島のおつまみシリーズ島の鯛味噌3本セット	75.4%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,230	2,230
島のおつまみ3本セット[鯛味噌1本/ちりめんレモン1本/あかもく椎茸1本]	77.4%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,430	2,430
島のおつまみ3本セット[鯛味噌2本/ちりめんレモン1本]	76.4%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,330	2,330
島のおつまみ3本セット[鯛味噌1本/ちりめんレモン2本]	77.4%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,430	2,430
島のおつまみ3本セット[鯛味噌2本/あかもく椎茸1本]	76.4%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,330	2,330
島のおつまみ3本セット[鯛味噌1本/あかもく椎茸2本]	77.4%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,430	2,430
島のおつまみシリーズ島のちりめんレモン3本セット	78.3%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,530	2,530
島のおつまみシリーズ島のあかもく椎茸3本セット	78.3%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,530	2,530
島のおつまみ3本セット[ちりめんレモン2本/あかもく椎茸1本]	78.3%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,530	2,530
島のおつまみ3本セット[ちりめんレモン1本/あかもく椎茸2本]	78.3%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,530	2,530
大崎上島どこまでもレモン大	75.8%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,500	2,500
フィナンシェ、レモン・ブルーベリー各5個 合計10個入り	64.0%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,000	2,000
ジャム詰め合わせ3種×1本 計3本	94.0%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,000	2,000
3回定期便 濃口醤油1L×2本×3回(計6L)	72.8%	○				広島県豊田郡大崎上島町	5,700	6,480

だし醤油 1L×2回	78.8%	○				広島県豊田郡大崎上島町	2,592	2,592
------------	-------	---	--	--	--	-------------	-------	-------

※1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。